

「預け銀」の実態

小田 忠

古文書にときたま 預け銀 と云う言葉が出てくる。あまり気にも
かけなかったが、帯屋喜兵衛家の「金銀出入帳」に預け銀の利息が記
載されている。利息があることは、金銀を貸付けていた結果である。

預け銀と貸付銀は意味が同一なのだろうか。また、預り銀と借入銀と
の関係は、どのように理解すべきか。国語の解釈で、預りは、預かる
だけ。借入は、借り入れること。借りるは、他人のものをあとで返す
約束で使う。貸付の意味はそのままである。預り金は、借りた金。綿
密な意味合いでは、預り と 借り は異なる筈である。

例えば、物が大量生産されていない時代に、銭・扇子・米・味噌・
子供・筆筒の六項目を預かる・借りるを検証してみる。

銭を預かる、銭を借りる、両方共成立する。子供を借りるとは余程
の事がない限り云わないが、隣に用事があつて預かる場合がある、筆

筒も同じで、隣家の改築に際し預かる。米・味噌の食料品については、
預かるとは云わない。米・味噌は消費される物だから借りるのである。
扇子はたまたま自分が持ち合わせていないから、借りる場合もある。
貴重な扇子を預かる場合もある。

借りる と云う言葉には消費とか使用する目的がある。銭を 預
かる と言った場合は、自分から言い出した言葉ではない。しかし、
銭を 借りる と云った場合は、自己の強い意志が働いている。大名
貸し証文に限らず、江戸時代の借入文書は、預り申一札之事 預り
申銀子之事 と云った文言が多い。何故 借用 借入 借銀 の文
字を忌避したのだろうか。この傾向は土農工商で云えば、農工商より
も士に高い。特別な理由はないが、あるとすれば、儒教 の中から生
まれた 体面 や 恥 が 借りる 行為と対決しているように思わ

れる。

とりわけ士が体面を重んじた。だから 借用 や 借銀 などの借 をかたくなに拒み、体面を活かす 預り の言葉は響きもよい。幸い、取引の実態にお構いなく、書面に忌避すべき文字がなければ社会的に問題がなかった。一方、金を貸す方は体裁に関係なく、金を稼げれば文句がない、銭の貸手は利息がとればよい、銭の借手は「こちらは銭を預かっているんだ」、このような気持ちがあり、これらが一つの関係を作った。

預り には儒教精神の一面があつたが、預ける 意味は、純粋に物を預ける意味だけで、当方の都合で物を預けるのに何のメリットも発生しないのは当然である。

広辞苑第三版⁽³⁾の解釈では

預銀(あずけがね) いつでも返済を請求できるといふ契約のもとに無利子であずける金銭。

ここでは契約と云う言葉が介在しているが、私たちが通常 友人との口約束 を交わす意味でも同じである。元々自分の金を必要な事があつて預けるから無利子であるのは当然である。

明解古語辞典⁽³⁾の預け銀(あつけぎん) 請求次第返済の約束で貸した

金

この意味も満足できる。

預け銀の基本的な性格は、ただ単に預け、利子が付かず、書面による契約などなく、返済を希望する時はいつでも預け銀を返済してもら

えたのが最初の形である。同じ広辞苑第三版に次の解釈もある。

あずかりがね 預銀 貸主の請求があればいつでも返済する約束

で借れた金銭。徳川幕府の令では無利子の借銀を預銀という定め

だが、一般には利子をとつて期間を定めぬものをいふた。

江戸時代のいつ頃から期間を定めたり、利率を定めたのだろうか。

この二点が問題である。同様の指摘は、

日本古典文学大系『西鶴集』、世間胸算用の頭注には無期限・無利

息で金銭を貸すこと。ただし無利息は原則で、手形に利息を書入

れる場合もある。

江戸時代には証書を作成する場合もあるし、証書がなく金を貸す場合もある。同じ金を貸し出す場合、証書を作成した方が証書が無い場合より利率が安いのは一般的である。理由は証書という保証が存在しているからである。つまり、担保をとるかどうかによって、利率が異なるのと同様の事である。

一、帯屋喜兵衛家の「金銀出入帳」の詳細

帯屋喜兵衛家の「金銀出入帳」の内容は、字義どおり金銀の貸付けと回収が記載されている。回収金銀は利子部分と貸付け金銀・その他による。回収金銀は種々あつて、家質 田畑の質 三味線・琴

古道具株 砂金石玉 道具代銀 預け銀 家賃銀。

なにがしかの抵当を取つて貸付けるのは、家・田畑・道具類・株札などである。紙切れ一枚で金を貸す 預け銀 の方法がある。預け銀

は、懇意の両替屋に預けても利子が付かない。しかし、知り合いで身元確かな商売人を調査して金を預け、証文を交わして利息をとる方法である。この方法の利点は、浮いたお金を手軽に預けることができることである。家質のように面倒臭い手続きは不要である。預ける方も預かる側も手軽と利便さが売り物だが、不利な点は倒産などに合えば、抵当がないから大きな損失を蒙ることになる。

文政十二年「金銀出入帳」⁽⁵⁾

若江屋与三次 月三拾三匁定メ

一三百八拾匁五分五厘 右八末年ノ亥年迄之利滞り 但シ亥正月

證文替候ニ付右滞別紙無利息之證文ニ致シ置候

一六貫百五拾貳文 代五拾七匁八分三厘 子年利銀滞り かし

二月十四日二 丑ノ正月分 一三拾三匁 取

三月晦日 二三月分ノ内へ 一六貫文

八月二日 四五月分ノ内へ 代五拾五匁五分 請取

十月四日二 六七月分 一六拾貳匁 請取

十一月十五日二 八月份 但し金ニ而取 請取

十二月十七日 九月份分 一三貫五百文 請取

一三拾三匁

一百拾四匁 右八丑年利銀滞り かし 但し正月ノ十二月迄

寅正月十八日 十月分取 一三拾三匁

引残り八拾壹匁 かし

ノ三百拾五匁五分入

寅三月二日 寅正月分取 一三拾三匁

同閏三月十一日二 同二月分取 一三拾三匁

四月十三日二 同三月分取 一三拾三匁

八月晦日 閏三四月分 但し淡作ノ取 一六拾六匁

十月六日二 五月分取 一三貫三百文

十二月四日 六月分 一金貳歩 代三拾貳匁

十二月晦日 七月分 一三拾三匁

ノ貳百六拾匁四分入

残り百六拾八匁六分 寅正月ノ十二月迄 かし 内八拾壹匁 丑

年かし

二口ノ貳百四拾九匁六分 かし 内五拾七匁八分

三厘 子年かし

惣ノ三百七匁四分三厘

二月晦日 卯正月分 一三拾三匁

同 二月份 一三拾三匁

五月四日二 三四月 一六拾六匁

七月十四日 五六月分 一六拾六匁

九月十四日 七八月份 一六拾六匁

十一月十五日二 九十月分 一六拾六匁

十二月晦日	十一月二分	一六拾六匁	
三百三拾匁	内六拾六匁		
三月廿日二	正二月分	一六拾六匁	
五月四日二	三四月分	一六拾六匁	
八月七日二	五六月分	一六拾六匁	
		代六貫九百文	
九月八日	七八月分	一六拾六匁	
		代六貫九百文	
十月晦日	九十月分	一六拾六匁	
		代六貫九百文	
十二月晦日	十一月分	一九拾九匁	
	十一月分		
巳三月十八日		一四貫文	請取
五月四日		一七貫文	請取
七月十四日二		一七貫文	請取
九月廿五日		一七貫文	請取
十一月十九日		一七貫文	請取
十二月晦日		一七貫文	請取
三百九貫文入			
残り三貫 巳年正二之内二而かし	内三百七匁四分三リ		子年
寅年迄かし			

午三月二日 正二月分取 一七貫文
 四月晦日 三四月分内取 一五貫文
 七月十四日 五六月分内取 一六貫文
 十二月晦日 一金壹兩 錢貳百
 代七貫文 請取
 九月八日 一七貫文 受取

少し長いが預け銀の利息返済と、元銀の在り方を引用することにした。子年丑年寅年の利息が滞っていたり、利息の金種に金貨だったり、銭で返済することもあるし、銀でもある。このような例は特殊な問題ではなく、日常的な話である。預け主は、利息が滞れば利息だけでも返済してもらおうと考える。金を借りている方は、返済を前向きに履行すると、相対で利息の用捨、元銀の年賦、安い利率の適用など預け銀の返済について様々な方法があった。

若江屋与三次⁽⁶⁾ 但し年賦 月拾五匁 定メ
 借付銀三貫匁有之候所利壹貫六百八拾匁成八月迄二滞り有之候所
 会所可兵衛来り金五両差入利滞り用捨致シ元銀月拾五匁ツツ之年
 賦致呉候様相頼ニ候ニ付相対いたし同年八月迄年賦初り候
 一三拾三貫百拾一文 戌八月迄子十二月迄入高
 一拾貳貫百拾一文 同戌八月迄子十二月迄滞りかし 但し八ヶ
 月分かし
 丑ノ二月十四日二 丑ノ正月分 拾五匁 取

同八月二日	二三月分入	一三拾匁
同十月四日二	四五月分入	一金貳歩 代三拾貳
同十二月十七日	六月分入	匁貳分四リ
右八丑正月 <small>ハ</small> 十二月迄入高		一拾五匁
寅正月十八日	七月分取	一九拾貳匁貳分五リ
拾貫七百廿五文入		一八拾七匁七分五リ
寅三月十一日	寅正月分取	一壹貫五百文
八月晦日	二三月分 但し淡作 <small>ハ</small> 取	一壹貫五百文
十月七日二	閏三月分取	一三貫文
十二月四日	四月分取	一壹貫五百文
十二月晦日	五月分	一壹貫五百文
九貫文入		一金壹歩 請取
卯十二月晦日		一貳貫文 請取
三貫七百文入		一四貫文 請取
辰五月四日二		一貳貫文 請取
八月七日二		一貳貫文 請取
九月八日		一貳貫文 請取

辰十二月晦日

一銀十三匁 請取

九貫三百文入

この預け銀では、はつきり借り手側に対して、借付銀と書いてい
る。利息も滞り、会所の可兵衛が来て、金五両を差し入れた。戌の八
月は、天保九年である。『兩替年代記關鍵 考証編』の大阪の金銭相場
並米相場毎年最高最低平均表では、金相場の平均は、金一兩が銀六十
匁一厘である。銀六十匁一厘を金五兩で掛けると、銀三百匁五厘にな
る。

借付銀三貫匁の利息が壹貫六百八拾匁も滞り、悩んでいた時に、可
兵衛が金五両を支払った。帯屋は壹貫三百八十匁を用捨した。そして、
相対で頼み月々銀十五匁の年賦返済になった。当時の解決方法として
鷹揚な一面も感じる。戌の八月以降に銀十五匁の返済になっているの
に、丑十月十四日に金二歩を返済した。この日の金相場では、代三拾
貳匁貳分四リとなり、二ヶ月分返済した。貳匁貳分四リだけ多いが全
く意に介さない。金額が多少多い少ないがあっても関係ない。一年間
なり、節季毎に計算して相手と話し合うのも一つの方法であった。

安政四年「金銀出入帳」

田辺屋幸兵衛

預ケ金貳拾兩 仏壇二棹 同一兩三分式朱

浄瑠璃三味線一丁

同 三分式朱 砂金石玉一ツ

伊丹屋幸助 嘉永六丑年十二月 預銀四貫六拾八匁 利息月銀四

拾匁六分八リソ定

三月四日 一銀八拾壹匁三分六リ 巳正二月分取

五月六日 一銀八拾三匁三分八リ 三四月分取

七月十六日 一百廿一匁五分 五閏六三ヶ月分取

九月九日 一銀八拾壹匁三分六リ 七八月分受取

十一月六日 一銀八拾壹匁 九十月分受取

七月十八日 一金貳兩壹分 請取 七三三がへ代銀百

九月十四日 一金壹兩貳朱 六十四匁九分式リ

請取 七式八 代銀銀

十一月三日 一八拾壹匁三分六リ 八拾壹匁九分

正月廿四日 一八拾壹匁三分六リ 請取

三月十一日 一八拾貳匁分式リ 請取

五月九日 一八拾三匁分式五リ 請取 七四がへ

七月廿日 一銀八拾壹匁三分六リ 請取

九月十五日 一銀八拾匁三分式リ 請取 未八月迄さし引百

十一月三日 一金壹兩貳朱 五十八匁分式リ かし

九十月分請取 七四八代

銀八十四匁壹分五リ

十一月十二分請取 七三

申正月廿五日 一金壹兩壹分

五代銀九十一匁八分七リ

さし引 銀百四十四匁九分式リ かし

申三月四日 一金壹兩貳朱 申正二月分請取 七四五

五月十八日 一金壹兩三分 代銀八十三匁八分一リ

八月十三日 一金壹兩三朱 三閏四三ヶ月分之内受取

九月十一日 一金壹兩三朱 六九二代銀百廿一匁壹分

十一月二日 一金壹兩貳朱 五六月分受取 七一がへ

酉正月九日 一金壹兩貳朱 代銀八十四匁三分一リ

十一月二日 一金壹兩貳朱 七八月分受取 七二三

代銀八十四匁六分六リ

九月十月分受取 七式がへ

代八拾壹匁

十一月十二分受取

七式がへ代銀八拾壹匁

榎屋伊兵衛⁽⁸⁾

安政貳卯年十月 預ケ金拾兩 代銀七百拾四匁 利息月三百文

ツ

此分利息滞候八ヶ月々利二利ヲ付候

安政三辰十月 預ケ金四兩 代銀貳百八拾六匁 利息月百廿文

ツ

右同断

安政三辰十一月 預ケ銀五貫目 利息月銀四拾匁

右同断

巳正月晦日 一三貫文 拾両之利辰四月々巳正月迄入

同 一四百八十文 四両之利辰十一月十二巳正三ヶ月

分入

同 一拾二百文 五貫匁之利利辰十一月十二巳正三ヶ月分入

ヶ月分入

同 一銀五貫匁金拾四両 元銀三口返り

出入相済

榊屋伊兵衛は長町に住み、帯屋喜兵衛と昵懇の間柄である。同じ木賃宿を営んでいたし、住居も近隣だから毎日のように顔を合わせる可能性がある。安政二年十月に金拾両、安政三年十月にも金四両、更に同年十一月に銀五貫目を預けた。しかし、三件とも利息が滞り支払えなくなった。月三百文の利息が払えず、翌年に借金をしたが、やはり月百二十文の利息が払えなかった。仕方なく翌月重ねて借金をすることがごとく返済できなかつた。その結果、利息にも利子がつく羽目になった。利息が滞るようになってから裁判沙汰になったことが窺える。巳正月晦日に銀五貫匁金拾四両が戻り、出入りがすんだ。

播磨屋吉五郎⁹ 同柴次郎 代判吉五郎 安政二卯年九月

連印預ヶ銀四貫目 利息月二銀四拾匁

安政五巳八月 元利四貫百廿目出願

然ル処 午十一月十三日対談行届 銀貳貫目 当時返済受取

さし引二貫百廿目 来ル末年三月迄かし延 新證文二改メ候

但 中利息 銀六百目八櫻惣年賦江もり込み 廿ヶ年割戻二而受

取約定

午十一月十三日

安政二年九月に播磨屋吉五郎、同柴次郎の両名に銀四貫目を預けた。連印預ヶ銀とは、播磨屋吉五郎、同柴次郎に対して連名で預けたことの名称と云える。その後、三年の間に利息を支払ったり滞ったりしていた。帯屋は何度となく播磨屋に利息の支払い及び預け銀の返済に掛け合つた。しかし、うまくいかなかつた。話し合つても埒があかず、仕方なく安政五年八月に元利併せて四貫百廿目の返済を出願した。その結果、午十一月十三日に先方と対談し、銀貳貫目を返済してもらつた。残金の二貫百廿目については、末年三月迄貸すことになり、新証文を作成した。

櫻木屋惣兵衛殿¹⁰ 式口預ヶ銀三貫目 同金五両 四口利合 二三貫五百文ツゝ定

右三口共 安政四巳年八月出願

然ル処 木津屋連印之言貫目二利息三十目 当時返済受取 午十

一月十三日受取

右願中利息百八拾目外二銀貳貫目元利 同金五両元利共

廿ヶ年 年賦二用捨新證文二改候

午十一月十三日

榎木屋惣兵衛も榎屋伊兵衛と同じ長町在住者で木賃宿経営者である。月の利息銭三貫五文の返済が厳しく、滞るようになった。出願する迄は話し合いが継続されたが、帯屋の思う通りにはならなかった。安政四年八月に出願し、榎木屋と木津屋が連印した預け銀壹貫目、及び利息銀三十目を返済してもらった。出願中、利息百八拾目と元利併せて銀式貫目・銀式貫目を二十年の年賦に用捨することになった。このため新証文にした。

堺屋定右衛門⁽¹⁾ 安政五年五月なだや伊助殿入用二付堺貞殿へ貸返
 濟方一ヶ月二銀五拾匁元崩し元入之度々利息減少約定

預ヶ銀壹貫目 此り月言分之定

安政五年五月になだや伊助が金子入用になり、なだやに貸さず、堺屋定右衛門に貸し、返済方法は、一ヶ月に銀五十目を返済することになる。つまり、元崩しと称して銀一貫目から一か月分銀五十目が返済されると、残額は銀九百五十目になる。次月に同額を返済すると、残額は銀九百目になっていく。こうなると利息も減少していき、返済しやすくなる。帯屋はなだやを信用していなかったのか、直接貸さなかった。堺屋へ迂回して貸付たのもこの証文の面白さでもある。

八幡屋伊兵衛⁽¹²⁾ 安政二卯年三月 預ヶ金貳両 代銀百三十六匁
 此り月言分六六リツ

右元利之内 午七月五日 金壹兩貳歩受取 さし引残り用捨 相

済

安政二年三月に八幡屋伊兵衛に対して預ヶ金貳両を預けたが、約定では月言分六六リを返済しなければならぬことになっている。八幡屋伊兵衛がどのような身分でどのような商売かは不明である。しかしながら僅か銀壹匁分六六リが滞るような商売は、小さな商売としか云えない。出訴しなかったが、話し合いは継続しながら三年余月を経過した時点で決着した。預ヶ金貳両に対して、午七月五日に金壹兩貳歩を受取る。金二歩と滞った利息分の処置はどうなったのだろうか。

さし引残り用捨 の意味は預け金の二歩は用捨する。ここでは表記されていないが滞った利息も用捨してもらった、と理解した方がよさそうである。ここにきて、相済んだのである。

天王寺北組村借⁽¹³⁾ 連判 庄屋善兵衛 年寄喜左衛門 同久右衛門
 同新左衛門 同久右衛門 同藤兵衛 ×
 嘉永六丑年十二月切替 預ヶ銀八貫三百目 利息月銀五拾八匁
 分ツ、元利相済

天王寺北組に預ヶ銀八貫三百目とある。天王寺北組は預かっている、という認識はなく、村借の思いが強くて出ている。庄屋善兵衛以下五名の連判になっている。

嘉永六丑年十二月切替は、それより前から預けている。天王寺北組側から言えば借りていたが、利息を返済できずにきて、帯屋からは利息の督促が何度となくあり、利息に利が乗り抜き差しならない状態

に追い込まれた。ここには出ていないが、質に田畑・家屋を取っていて、その名義を村人の所有者から帯屋に切り替えた。このことで元利を一気に返済した話でどうだろうか。

和泉屋庄次郎⁽¹⁴⁾ 嘉永七寅年七月 預け銀貳百三匁貳分五厘 此り
式匁三厘

但長町八丁目 紀の国屋卯兵衛殿へ 元銀三百匁八右泉屋庄次郎
殿之銀子二而右貸附銀貳百三匁貳分五厘 さし引相成候事併きの
国屋殿御弁金無之内八勝手二而も左之通さし引相立不候事

預け銀貳百三匁貳分五厘は紀の国屋卯兵衛に対する 預け銀 である。しかし、帯屋は貸附銀の認識をもっている。この認識のズレは冒頭に示した通りである。ここでは嘉永七年七月に紀の国屋卯兵衛に預け銀をしていたが、利息が滞るか、あるいは元銀を返済してもらえず、悶々としていた。和泉屋庄次郎と紀の国屋卯兵衛と帯屋の関係は不明だが、和泉屋庄次郎が三百匁を出し、預け銀の貳百三匁貳分五厘と決済して立替えた和泉屋庄次郎と紀の国屋との さし引 が成立して終わりとなる。だが、帯屋は紀の国屋に対して貸借が終了したと思っていない。紀の国屋から弁済されない内は、さし引 が成立したと考えていない。特に注意を要するのは 勝手二而も と云う言葉である。普通は、金が戻って来ると問題は解決する筈だが、執拗に紀の国屋からの弁済を迫る理由として、帯屋と紀の国屋との感情の纏れがあっても不思議ではない。

生玉社地丸屋清兵衛同店播磨屋惣次郎相手取安政六未三月立替銀五貫四百五十目此利已間五月未二月迄一貫百九十目都合六貫六百四十九匁願立候処段々取調相成実父長堀十丁目和泉屋理兵衛へ濟方被為仰付右利兵衛程々対談及元銀五貫四百五十目之内へ當銀式貫目受取然銀三貫四百五十目五ヶ年無利息年賦用捨し利息滞之ゆへ當時七百五十目受取残り用捨

右末六月十五日金子受取十六日済口相成候事

右の一文を整理してみる。生玉社地にある丸屋清兵衛店、そこで働いている播磨屋惣次郎を相手に出訴した。内容は丸屋が播磨屋に対し、銀五貫四百五十目の立替をし、更に安政四年の閏五月から安政六年二月までの期間が二十二ヶ月であることが分る。立替銀五貫四百五十目の利息が一貫百九十目とあるは、九匁を省いている。実際は一貫百九十九匁で、逆算すると、一貫百九十九匁を二十二ヶ月で割ると五四・五になる。この数字を五貫四百五十目で割ると〇・〇一になり、金利は月吉分となる。結局、元利銀六貫六百四十九匁の返済を求めて出願した。よく調査すると播磨屋の実父が和泉屋理兵衛なのである。

実父の和泉屋理兵衛と借財の返済するように、役所の指示があり、実父と話し合いの結果元銀の内、銀式貫目を返済し、残額の銀三貫四百五十目を五年間無利息の年賦になった。滞った利息一貫百九十九匁の内、銀七百五十目を返済し、残りの銀四百四十九匁が用捨になった。

この記録だけでは帯屋と丸屋の貸借関係はない。しかし、左記の記

録から丸屋の立替銀を帯屋が肩代わりをしたか、帳面に記載されていないが、以前、丸屋に立替銀と同額の金額を用立てした可能性はある。

長堀拾丁目 和泉屋利兵衛 生玉社地丸屋清兵衛同店播磨屋惣次郎

安政六未六月年賦元銀三貫四百五拾目 月二銀五拾七匁五分ツ、

常安橋 柳川蔵屋敷⁽⁶⁾ 御留守居役石松安兵衛殿 御銀役沖平太殿

安政四巳年二月取組 一預ケ銀式拾貫目 利息月八朱之定

巳ノ四月五日 一銀五貫目 元銀之内江請取 同 一同百式拾匁

右五貫匁之利息二三四三ヶ月分受取

柳河藩の大坂蔵屋敷から、御留守居役石松安兵衛と御銀役沖平太の両名が借銀を頼みに来た。幕末になり、各藩とも財政が悪化しており両替屋以外にも借入れる所から借りる方針というのは窺い知ることが出来る。金利の月八朱は安い方である。質物を取ればこの金利になる。安政四年二月に取組み、同年四月五日に五貫目返済しても正味三ヶ月分の利息銀百式拾匁を支払わなければならない。

同 柳川蔵屋敷⁽⁶⁾ 安政四巳年四月 一預ケ銀五貫目 利息月二八朱之定 当月廿日始り

午十二月廿八日受取 一銀八百目 巳四月ノ午十二月迄閏月共廿式ヶ月

八拾匁不足かし 但證文書替来ル五月切返済

未十二月三十日 一銀五貫式百目 元利受取 約定手形二而

巳年分扶持方 十五俵之内 拾俵 滞分 相成 右代銀四百三十三匁三分三厘受取

申五月四日 右二付米方 玉井政之助様 金村長兵衛様両

同 金式百足ツ、御礼 此代七拾式匁出銀

二十二ヶ月の利息は銀八百八十目になる。午十二月廿八日に銀八百目を支払い、不足の八拾目は借りることになる。證文を切替え、不足の八拾目は未五月限りの返済とする。両替屋さながらに玉井・金村は金式百足ずつをお礼に受取っている。

同 柳川蔵屋敷⁽⁶⁾ 安政四巳年四月取組 一銀拾五貫目

廻米式百石引当船着次第三日合直段ノ二匁五分落二而買取之約定

巳之七月廿四日入 一銀一貫七百七拾匁 廿石代受取

同 廿六日入 一同八百七拾匁 拾石代受取

八月三日入 一同一貫七百九拾匁 廿石代受取

九月十九日入 一同九百拾五匁 拾石代受取

十月十三日入 一同九百拾匁 十石代受取

同 廿二日入 一同二貫五百六拾五匁 廿石代受取

十一月九日入 一同八百七拾三匁 拾石代受取

午 二月三十日入 一同一貫拾匁 拾石代受取

四月廿一日入 一銀七百目

四月廿七日入 一金式兩 拾石代受取

五月五日入 一金貳両

二口代銀貳百八拾八匁

未四月廿二日

一銀一貫五拾目

並米拾石代

未七月十四

一銀壹貫拾匁

並米拾石代

この事例は「預け銀」と関係ない。米切手を引当てにして銀拾五貫目を受取っている。正確には、米切手を担保にして借りたのである。四月三日に廻米の船が到着する。その時の値段より二匁五分落二而買取る約束をしている。

二、井原西鶴が書いた「預け銀」

小学館の『井原西鶴集三』⁽¹⁸⁾の頭注から始めるとする。校注者の谷脇理史・神保五彌・暉峻康隆達の定義によると、預り銀は無期限無利子が原則だが、いつでも返済すると証文に書き入れる。しかし誠実に履行しないため、訴訟沙汰になることが多かった。

確かに帯屋の「金銀出入帳」を見ると、出願しているケースもある。「無期限無利子が原則だが」と云っているが、無期限・無利子で貸す酔狂な人はいない。「預け銀」を字義通り解釈している。期限は預ける人によって異なる。金利も担保の有無や返済の実績、利息の滞りの有無などで、変わってくる。せっかく証文を作成するのに、期限・利子の有無を記載しなければ証文の意味がない。この解釈は受け入れ難い。帯屋の「金銀出入帳」では月七朱から月言分までと高額になっている。

同じ『井原西鶴集三』「世間胸算用」から引用する。

その賢きやつがこの儲けにくい金銀を、乞ひつめらるる借銀、目安付けられし預り銀のかたへは済さずして、大分物入りの正月を請けあひ、万事の入用を、はや極月十三日にことはじめとてつかはしける。

右の訳文は左に掲載する。

その賢い奴が、この儲けにくい金を、うるさく催促される借金や、訴えられている借金を返さないで、多額の費用がいる正月買いを引き受け、万事の費用を、もう十二月十三日に事始めと云うて渡すのである。

ここに「預り銀」と云う言葉がでてくる。この「預り銀」と「預け銀」は、立場による違いを言葉使いで、表現している。この意味、訴えられている借金を返さないで、とあるのは、現実的な問題として考えれば、預けている金が無期限・無利子の条件なら、このような事態を招くことが少ない。預けている方がお金に余裕があるから、無期限・無利子で問題になることはない。あるとすれば預け先が倒産することにより、資金繰りが悪化し、その為に預けている金の返金問題が取り沙汰される。しかし、普通小さな物を預ける場合、当方の都合で二ヶ月預かって欲しいとか三ヶ月預かって欲しいというのが普通である。まして大切な「金」を預けるから、期限が記載されていて当然である。それに名前は「預け銀」だが、実態は貸付である。そうだとす

ると利率が記載されているのも当たり前だと云わなければならぬ。

安心して貸し出せる。

朝から日のくるるまで、よの事なしに身過の沙汰、中にも借銀の慥かなる借手を吟味して、一日も銀をあそばさぬ思案をめぐらしける。

朝から日の暮れるまで、他の事は話さず世渡りの話、中でも貸し金の確かな借り手を調査し、一日も金を遊ばせない思案をめぐらしている。

この話は現在でも通用しているし、金融会社が金を貸し出す基準を独自で持っている。支払い能力を査定するのも現在では当然と、云った感じだが、元禄時代、とりわけ大阪が日本全国を経済的に牛耳っていた姿も実感が伴う。貸し金の確かな借り手は、窮乏していない大名達も候補に挙がるが、富裕な商人達もその範疇に入っている。

この者どもが手前よりしくなりけるはじめ、利銀取込みでの分限なれば、「今の世の商売に、銀かし屋より外によき事はなし。」

この連中が家計がよくなったもとは、金を貸して利息の金を取つてのことで、そのような金持だから、「今の世の商売では金貸し屋より他によい商売はない。」

金貸し屋が流行るのは、経済が良好であるから設備投資も盛んになり、金を借りても十分返済できる宛てと余裕があった。その為、金がうまく廻っていた。余剰の金は、貸付先の商店の調査を十分であれば

まづあれには、一兩年二貫目ばかり預けて見て、それに別の事なくば、又四貫目程五六年もして、慥かなる事を見とどけての二十貫目」といへば、一座「これもつとも」と同音に申す。

まずあの家には、一、二年二貫目ばかり預けてみて、その金に別状なければ、また四貫目ほど五、六年も貸し、確かな借り手と見定めてから二十貫目を貸すことです」と言つと、一座の連中が、「これはもつともなお話」と同音に言つた。

この話は現実的な出来事としてうけとれる。西鶴は、前の話で金を貸付ける時、貸付先の調査をすと云う。その話ももつともな話としてうけとれる。一、二年は二貫目を預けて様子を見る。この様子とは月々の利息の返済が滞らないか見ている。それが大丈夫なら銀四貫目を五、六年貸して様子を見る。やはり利息が滞らなければ、始めて確実な借り手と判断する。ここは話の筋だから大きな金額を呈示しているが、現実には危険を分散するから小口にして貸付ける。この話で、確かな借り手と見定めてから二十貫目を貸すことです。の現実的な意味は銀四、五貫を一口にして、四、五件にして貸すことになる。

「ここが大事の胸算用。三十貫目の銀を慥かに六にして預けて、毎月百八十目づつをさまれば、(後略)

「ここが大事の胸算用ですよ。三十貫目の持参金を、たしかに月六

厘の利息で預けて、毎月百八十匁ずつはいつてくれば、嫁入り時の持参金を運用する話で、銀三十貫目の持参金を 月六厘の利息 で毎月百八十匁になると、神保五彌の訳はそうになっている。月六厘では、十八匁しかない。西鶴の誤算か。近世の大阪の利息では年利もあるが、月利もある。年利より月利の多い理由としては損か得かと、云ったことになる。年利で決めると、両三年に一度 閏 が入るから損になる。月利の場合だと 閏 も一ヶ月と数えるから、ただ単に得をするからである。

年利は、割(十分の一)分(百分の一)厘(千分の一)毛(万分の一)となつている。ところが、同じ千分の一でも月利に朱、年利では厘がある。この辺りに錯誤の要因がある。月利の率は、割(十分の一)分(百分の一)朱(千分の一)厘(万分の一)と右記のとおりだが、朱を略して 八 とか 八の利 と云つた表記になっている。この理屈から決して西鶴の誤算ではなく、訳・校注者が知らなかっただけのことである。

三、中世の預け銀

『中世法制史料集第二卷室町幕府法』⁽¹⁹⁾からも引用してみる。
文明十七

一 あつかり状事、一向無理平之義者、預状之段勿論之間、先々不及徳政之沙汰候、雖為小分、以利平書加預状候者、不依文章、可准借書候哉、

右の預り状に關係する条文を読む限り、預り状に対しては徳政を行

わなかつた。どうしてなのか。貸借關係に利息が発生するのは古代からの慣例であるが、知らず知らずに利息が元金を蝕み、大きな借金となる。借金が返済できなくなると質に設定していた田畑を取上げられることになる。このような事態が慢性化した時、徳政令が發布される。『中世人の経済感覚』⁽²⁰⁾では中世の利息制限法についての説明を「勸農に必要な範囲を超える収穫を行つて、私利をむさばる領主が多かつたのも事実である。出挙の利息は一〇割を超えないこと、また複利を禁ずるという原則が社会的規範として通用していたものの、これはかならずしも守られず、しばしば禁令が発せられることとなつた。」

貸借に利息が付いているから徳政令の対象になる。そこから逃れるために、「預け銀」と云う方法を編み出した。しかし、端数があると「預け銀」と雖も徳政令の対象になると云う。その理由は端数そのものを利息と考えているからである。大永六年を例に引くと、一貫五百五文のうち、五文が端数だから利息の匂いがすると考えていた。また、利息には期間と金利から簡単に利息が算出できるが、巧妙な手口で「利息の端数」と見せない預け状なども徳政令の対象にしていた。

大永六年⁽²¹⁾

一 借錢ノ時雖加利分、預り状ニ沙汰ノ借之事アリ、是ハ徳政不行、利平ノ沙汰無之故也、但、ハシタナル錢ヲ書載タル預状ハ、徳政ニ破ル、也、喩ハ一貫五百五文等、如此之預状ハ徳政ニ可行也、五文トハシタナル錢ヲ書載タルハ、定知又、前々ノ利平ノ

算用ヲ沙汰シ立テ後預タル故也云々、又徳政ノ有増ヲ聞テ、前ノ借状ヲ改テ預状ヲ出ス時、来月ニテモ、来々月ノ状ニテモ、沙汰シタルハ、徳政ニ可行也、徳政已前ノ預状ナラハ不可行、来月ノ預状ニサスル事、定知又、有増ヲ聞テ、徳政ヲ恐テ、借状ヲ改テ預状ニサセタル事露頭也、未来サル月日ヲ載ル故也、今度以此道理、預状ヲ破ル、事アリ、

つまり、中世の「預け銀」は国語辞典類の中でも、萌芽的な「預け銀」から脱出して、利息をとる「預け銀」へと進化していた。しかしながら室町幕府は従来の「預け」も引きずっていて、庶民はそこに付け込んで、貸借を預け銀に振り替えてうまく世渡りしていたと云える。

- (1) 筆者所有の文書。大阪は長町八丁目に居住する帯屋喜兵衛。貧民相手の質屋・木賃宿を営み、その他借家経営や金貸し、家賃などを行なう。「金銀出入帳」には家賃や家賃・預け銀などの金銭の貸付・返済が記載されている。
- (2) 『広辞苑第三版』、岩波書店、一九八六年。
- (3) 『明解古語辞典』、三省堂編修所編、三省堂一九六四年。
- (4) 井原西鶴「世間胸算用」(野田光辰編『西鶴集』(日本古典文学大系、岩波書店、一九六七年))。
- (5) 文政十二年「金銀出入帳」、帯屋喜兵衛。
- (6) 注(5)に同じ。
- (7) 安政四年「金銀出入帳」、帯屋喜兵衛。
- (8) 注(8)の(17)は注(7)と同じ。
- (18) 井原西鶴「世間胸算用」(谷脇理史・神保五彌・暉峻康隆校注『井原西鶴集三』、小学館、一九七四年)
- (19) 『中世法制史料集第二卷室町幕府録』、佐藤進一・池内義資編、岩波書店、一九七一年。
- (20) 『中世の経済感覚』、本郷恵子、日本放送出版協会、二〇〇四年。

(21) 注(19)に同じ。